

令和6年度就職奨励費支給要綱

アイヌ住民が就職のために必要とする経費、及び自動車等運転免許を取得するために必要とした経費に対して、この要綱の定めるところにより予算の範囲内で支給する。

奨励費の種類	支給対象	支給の範囲	支給額	申請手続	決定の通知	資金の給付	受領書の提出	資金の返還
就職支度資金	令和6年3月に中学校を卒業した者	左の中学卒業者のうち、令和6年4月1日以降就職した者（同一人につき一回に限る）	23,760円以内	申請の給付を受けようとする者は、申請書（別添様式1）に次の書類を添付の上、各地区アイヌ協会長を経由して（組織化されていない場合は直接）理事長に提出するものとする	理事長は、前記申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、その可否を別紙様式4及び5により支度部長を経由して申請者に通知するものとする	前記により支給決定した場合は、申請者に資金を給付する。（銀行振込・現金書留）	申請者は資金の給付を受けたときはただちに受領書（別添様式6）を理事長に提出すること なお、銀行振込の場合は不要。	申請者が次の事項に該当するときは、決定を取り消し、資金の全部もしくは一部を返還させることがある
自動車等運転免許取得資金	自動車等の運転免許を取得し、その技術によって生計を維持していると認められる者	令和6年3月1日以降において、次の免許を取得した者。（同一人につき一回に限る） 1. 道路交通法（昭和35年6月25日法律第105号）に定める大型、中型、大型2種、大型特殊自動車・小型特殊自動車・普通自動車等の運転免許 2. 船舶職員法（昭和26年4月16日法律第149号）第4条に定める海技従事者の免許 3. クレーン等安全規則第233条及び229条に定めるクレーン等運転士免許	50,000円以内	1. 資金を必要とする者の調書（別添様式2） 2. 各地区アイヌ協会長（市町村長）の支給推薦書（別添様式3） 3. 就職支度資金の給付を受けようとする者は就職証明書 4. 自動車等運転免許取得資金の給付を受けようとする者は、運転免許証の写しと通った自動車学校の領収書 普通自動車免許取得者は、雇用主の証明書 5. その他理事長が必要と認める書類				1. 不正行為により資金の給付を受けたとき 2. 資金を他の目的に使用したとき 3. その他この要綱に違反したとき

【手続き】

申請書 ① ※第1類正会員（各地区アイヌ協会）が組織されていない場合

```

graph TD
    A[本人] -- "申請書 ①" --> B[各地区アイヌ協会長]
    B -- "申請書 ②" --> C[理事長]
    C -- "決定通知 ③" --> B
    B -- "決定通知 ④" --> A
    C -- "送金 ⑤" --> A
    A -- "受領書 ⑥" --> C
    
```

受領書 ⑥（銀行振込の場合は不要）